

平成23年3月28日

地域建設業経営強化融資制度の運用の延長について

上下水道局が発注した工事について、国土交通省の創設した「地域建設業経営強化融資制度」を利用するための、工事請負契約約款第5条第1項ただし書に基づく請負代金額の債権譲渡の承諾については、平成23年3月末日までの期限で次のとおり運用を行っていましたが、国の融資制度の運用期間が1年延長されたため、引き続き平成24年3月末日まで運用を行います。

1 制度の概要

本制度は融資を希望する中小・中堅元請建設業者が、本市から書面による承諾を得て、工事請負代金債権を(株)建設総合サービス（「8 債権譲渡先」を参照）に対して譲渡し、その譲渡した工事請負代金債権を担保に以下の融資を受けることができる制度です。

(1) 工事の出来高部分

(株)建設総合サービスからの融資（(財)建設業振興基金の債務保証を受けて行う転貸融資）

(2) 工事の出来高を超える部分

金融機関からの融資（保証事業会社が債務保証。ただし、前払金保証契約を締結した工事が対象となります。）

2 運用期間

平成21年6月1日から平成24年3月末日まで

3 対象となる建設業者

本市が発注した工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者

※ 中小・中堅元請建設業者とは、原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の元請建設業者とします。

4 対象となる工事

本市が発注した工事で、出来高が2分の1以上のものを対象とします。ただし、次の工事については、対象外とします。

(1) 低入札価格調査の対象となった工事

(2) 債務負担行為に係る工事（ただし、最終年度で年度内に終了見込みの工事を除く。）

(3) 継続費を設定した工事（ただし、最終年度で年度内に終了見込みの工事を除く。）

- (4) 繰越工事及び繰越が見込まれる工事（ただし、前年度からの繰越工事で年度内終了見込みの工事を除く。）
- (5) 受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事
- (6) その他、建設業者の施工する能力に疑義が生じている等、債権譲渡の承諾に不適當な特別な事由がある工事

5 譲渡債権の範囲

- (1) 本件請負工事が完成した場合
出来形部分に相応する工事請負代金額から①前払金、②部分払金、③本件工事請負契約により発生する遅延損害金等の本市の請求権に基づく金額を控除した額とします。
- (2) 本件工事請負契約が解除された場合
出来形部分に相応する工事請負代金額から①前払金、②部分払金、③本件工事請負契約により発生する違約金等の本市の請求権に基づく金額を控除した額とします。
- (3) 請負代金額に増減が生じた場合
請負代金額の増減に連動して、債権譲渡額も増減するものとします。

6 譲渡債権が担保する範囲

本制度に係る譲渡債権は、以下の二つを担保するものです。

- (1) ㈱建設総合サービスの建設業者に対する当該工事に係る貸付金
 - (2) 保証事業会社が建設業者に対して有する金融保証に係る求償債権
- ※ ㈱建設総合サービス又は保証事業会社が建設業者に対して有するその他の債権を担保するものではありません。

7 債権譲渡を承諾する時点

当該請負契約の出来高（債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事にあつては、最終年度の工事に係る出来高）が、2分の1以上に到達したと認められる日以降となります。

なお、承諾に当たっての出来高の確認は、月別の工事進捗率等を記した工事履行報告書により行うことを基本とします。

8 債権譲渡先

㈱建設総合サービス（西日本建設業保証㈱の100%出資子会社）

住所 大阪市西区立売堀 2-1-2 建設交流館2階

電話 06-6543-2848

※ 現在、上記以外には、事業協同組合等又は一定の要件を満たす民間事業者として、

北保証サービス㈱及び㈱建設経営サービスが該当します。また、今後、事業協同組合等や(財)建設業振興基金が認めた民間事業者が追加されることもあります。

9 留意事項

本制度の趣旨に鑑み、融資を受けた資金は、本件請負工事に係る下請代金及び資材代金等の支払に充当し、下請負人等への支払に支障をきたさないようにしてください。

また、下請契約に当たっては、着工前に、建設業法に定める一定の事項を記載した書面を作成するなど、「建設業法令遵守ガイドライン—元請負人と下請負人の関係に係る留意点—」（国土交通省総合政策局建設業課）に沿った対応をしてください。

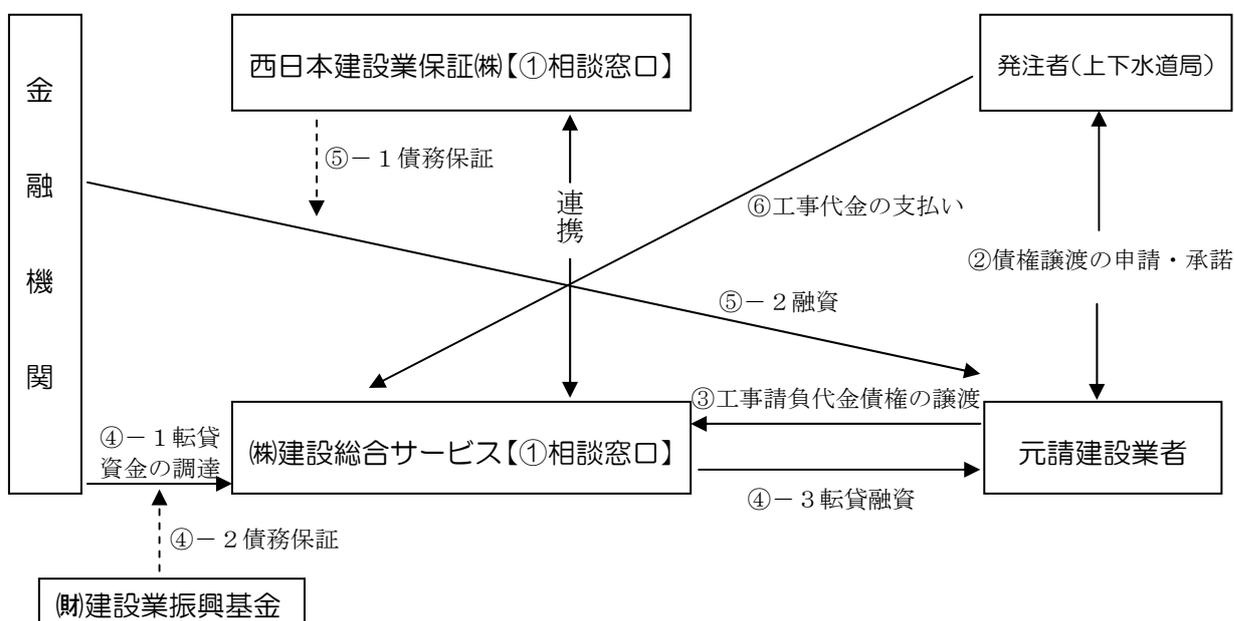
10 具体的な申請方法等

具体的な申請方法等については、5ページ以下の取扱要綱をご覧ください。（手続の流れについては、次ページの図をご覧ください。）

* 地域建設業経営強化融資制度による債権譲渡承諾に関する取扱要綱

【お問い合わせ先】上下水道局総務部用度課（電話：672-7728）

【手続の流れ】



<図の番号の説明>

- ① 本制度により融資を希望する元請建設業者は、あらかじめ㈱建設総合サービス又は西日本建設業保証㈱*のいずれかに相談します。
 ※ 債権譲渡を申請しようとする工事の前払金保証会社が東日本建設業保証㈱の場合は、東日本建設業保証㈱までお問い合わせください。
- ② 元請建設業者は、工事の発注者である京都市上下水道局に対し、債権譲渡の申請を行います。
 京都市上下水道局は、当該申請が適切であると認めた場合、債権譲渡を承諾します。
【提出書類】 債権譲渡承諾依頼書、債権譲渡契約書（写）、工事履行報告書、元請建設業者及び㈱建設総合サービスの印鑑証明書 など
- ③ 元請建設業者は、㈱建設総合サービスへ工事請負代金債権の譲渡を行います。
- ④ ㈱建設総合サービスは、財建設業振興基金の債務保証により金融機関から転貸資金を調達し、工事の出来高部分について元請建設業者に融資（転貸融資）します。
- ⑤ 金融機関は、前払金保証契約を締結した工事のうち、出来高を超える部分について、保証事業会社の債務保証により、元請建設業者に融資します。
- ⑥ 京都市上下水道局は、工事完成後、㈱建設総合サービスに工事代金を支払います。

地域建設業経営強化融資制度による債権譲渡承諾に関する取扱要綱

制定 平成21年5月29日

改正 平成23年3月14日

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市上下水道局（以下「上下水道局」という。）と工事請負契約を締結している請負事業者のうち、中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者をいう。以下同じ。）が、地域建設業経営強化融資制度（平成20年10月17日国総建第197号、国総建整第154号都道府県知事・政令指定都市長あて国土交通省建設流通政策審議官通知に基づくもので、以下「本制度」という。）を利用する場合における工事請負契約約款第5条第1項ただし書に基づく請負代金債権の譲渡承諾手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 本制度により債権譲渡を承諾する対象の工事は、上下水道局が発注する工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に定める工事は対象外とする。

- (1) 京都市上下水道局低入札価格調査取扱要領第2条に規定する低入札価格調査を行った工事
- (2) 債務負担行為に係る工事（ただし、最終年度の工事であって年度内に終了見込みの工事を除く。）
- (3) 継続費を設定した工事（ただし、最終年度の工事であって年度内に終了見込みの工事を除く。）
- (4) 繰越工事及び繰越が見込まれる工事（ただし、前年度からの繰越工事であって年度内に終了見込みの工事を除く。）
- (5) 受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事
- (6) その他、建設業者の施工する能力に疑義が生じている等、債権譲渡の承諾に不適當な特別な事由がある工事

(譲渡債権の範囲)

第3条 本制度による債権譲渡を承諾する債権の範囲は、次に定めるとおりとする。

- (1) 本件請負契約の工事が完成した場合にあっては、工事請負契約約款第31条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から既に支払いをした前払金及び部分払金並びに本件工事請負契約により発生する遅延損害金等の上下

水道局の請求権に基づく金額を控除した額とする。

(2) 本件請負契約が解除された場合にあっては、工事請負契約約款第49条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から既に支払いをした前払金及び部分払金並びに本件工事請負契約により発生する違約金等の本市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 工事請負契約の内容に変更が生じた場合の譲渡される債権は、請負代金額の増減に連動して債権譲渡額も増減するものとする。

3 前項において請負代金額が増減した場合は、債権の譲渡人は、速やかに債権の譲受人に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知するものとする。

(債権譲受人)

第4条 本制度による債権譲渡の譲受人（以下「債権譲受人」という。）は、事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者（以下「債権譲渡人」という。）への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

(債権譲渡の承諾申請)

第5条 本制度による債権譲渡の承諾申請に際しては、債権譲渡人と債権譲受人が共同して次に定める書類を当該請負契約の出来高（債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事にあつては、最終年度の工事に係る出来高）が2分の1に到達したと認められる日以降かつ当該工事の工期の末日の2週間前までに、当該工事の担当課（以下「施工担当課」という。）に持参により提出するものとする。

(1) 債権譲渡承諾依頼書（第1号様式） 1部

(2) 締結済みの債権譲渡契約書の写し 1部 ただし、停止条件付き債権譲渡契約とし、様式は「地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱いについて」（平成20年10月17日付け国官会第1255号ほか）に定める様式3とする。

(3) 工事履行報告書（第2号様式） 1部

(4) 発行日から3月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1部

(5) 当該請負契約に係る契約保証金相当額が、保険又は保証によって担保されており、保険又は保証約款等により、工事請負代金債権の譲渡にあたって保険者等の承諾を得ることを義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの 1部

2 当該工事の出来高の確認は、月別の工事進捗率等を記した簡易な工事履行報告書（第2号様式）の受領をもって足りることとする。

3 前項において、債権譲渡人による出来高報告と上下水道局が確認した出来高が異なる場合は、上下水道局が確認した出来高によることとする。

4 施工担当課は提出書類を受けた場合にあっては、債権譲渡整理簿（第3号様式）を作成し管理するものとする。

（債権譲渡の承諾又は不承諾）

第6条 施工担当課は、提出書類に基づき債権譲渡を承諾するに当たって必要な事項の確認を行うものとする。

2 施工担当課は前項の確認により債権譲渡を承諾する場合は、債権譲渡承諾通知（第4号様式）を債権譲渡人及び債権譲受人に各1部交付するものとする。

3 施工担当課は第1項の確認により債権譲渡を承諾しない場合は、債権譲渡不承諾通知（第5号様式）に理由を付して債権譲渡人及び債権譲受人に各1部交付するものとする。

4 第2項及び第3項による承諾又は不承諾に係る通知は、提出書類の受領の日から2週間以内に行うものとする。ただし、やむを得ない場合にあっては、債権譲渡人に速やかに連絡するものとする。

（支払計画等の提出）

第7条 債権譲渡人は、債権譲受人から融資を受ける際に、融資申請時までの当該工事に関する下請負人等への代金の支払状況及び本制度に基づく融資に係る借入金の当該工事に関する下請負人等への支払計画を債権譲受人に提出し、債権譲受人において確認することとする。

2 保証事業会社においては、債権譲受人から前項の支払状況及び支払計画の写しを受けて確認することとする。

（債権譲受人による出来高確認）

第8条 本制度による債権譲渡承諾により、債権譲受人が融資の審査手続等において出来高確認が必要な場合は、債権譲受人が当該出来高確認を行うものとする。

2 前項による出来高確認を行うに当たり、現場確認の必要がある場合は、債権譲受人は、施工担当課に工事出来高確認協力依頼書（第6号様式）を提出するものとする。

3 前項による工事出来高確認協力依頼書の提出があった場合において、施工担当課は工程に支障のない範囲内で工事現場への立ち入りを書面又は口頭により承認し、立ち入りに必要な調整を行うものとする。

（融資実行報告）

第9条 本制度による債権譲渡承諾により、債権譲渡人及び債権譲受人が金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づく融資が実行された場合、債権譲渡人及び債権譲受人は、連署にて融資実行報告書（第7号様式）を施工担当課に速やかに提出するものとする。

（請負代金の請求）

第10条 債権譲受人は、本件工事請負契約に定められた検査及び引渡し等の所定の手続を経て、部分払金及び請負代金（以下「請負代金等」という。）の額が確定した場合に限り、譲り受けた債権の範囲内で、支払を上下水道局に請求することができる。

2 債権譲渡人は、債権譲渡承諾後に請負代金等の請求をすることはできない。

3 債権譲受人は、第1項による請求を行う場合は、工事請負代金請求書を提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行し、平成24年3月末日までの措置として実施する。

附 則

この要綱は、平成23年3月31日から実施する。

第1号様式（第5条第1項第1号）

債権譲渡承諾依頼書

平成 年 月 日

（あて先）京都市公営企業管理者上下水道局長

所在地

（甲）請負人・譲渡人

商号又は名称

代表者職氏名

実印

所在地

（乙）譲受人

商号又は名称

代表者職氏名

実印

_____（以下「甲」という。）と上下水道局との間で締結された平成 年 月 日の工事請負契約に基づく次の工事請負代金債権を地域建設業経営強化融資制度により_____（以下「乙」という。）に譲渡することにつき、工事請負契約約款第5条第1項ただし書に規定する承諾を申請します。

乙については、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事請負契約約款第43条に規定する瑕疵担保責任は当然のことながら留保されることを申し添えます。

記

- 1 契約番号
- 2 工事件名
- 3 工事場所
- 4 工事期間 契約日 平成 年 月 日
完成期限 平成 年 月 日（契約変更があった場合は変更後の期限）
- 5 請負代金額 金 円（契約変更があった場合は変更後の金額）
- 6 支払済前払金額 金 円
- 7 支払済部分払額 金 円
- 8 債権譲渡額 金 円（平成 年 月 日現在見込額）
（契約変更が生じた場合は変更後の金額）

第2号様式（第5条第1項第3号）

工事履行報告書

平成 年 月 日

契約番号			
工事件名			
工事期間			
実施工程調査日			
月 別	予定工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
平成 年 月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
月		差 ()	
(備考)			

第3号様式（第5条第4項）

債 権 譲 渡 整 理 簿

	申請年月日	承諾年月日	契約番号	工事名	請負事業者 (債権譲渡人)	債権譲渡先 (債権譲受人)
		不承諾年月日				
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

第4号様式（第6条第2項）

債権譲渡の承諾について（通知）

第 号
平成 年 月 日

(甲) 請負人・譲渡人 () 様
(乙) 譲 受 人 () 様

京都市公営企業管理者上下水道局長

平成 年 月 日に依頼のありました地域建設業経営強化融資制度における工事請負契約に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び次の事項の異議を留めて、工事請負契約約款第5条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾によって工事請負契約約款第43条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではありません。

記

- 1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負契約の工事が完成した場合にあっては、工事請負契約約款第31条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、部分払金及び本件請負契約により発生する上下水道局の請求権に基づく金額を控除した額とする。
ただし、本件工事請負契約が解除された場合にあっては、工事請負契約約款第49条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、部分払金及び本件請負契約により発生する違約金等の上下水道局の請求権に基づく金額を控除した額とする。
なお、請負契約の内容に変更が生じた場合の譲渡される債権については、請負代金額の増減に連動して債権譲渡額も増減するものとする。
- 2 甲及び乙は、本承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて融資実行報告書（第7号様式）を提出するものとする。
- 3 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それ以外の債権を担保するものではない。
- 4 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。
- 5 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、上下水道局は関与しない。

契約番号	
工事件名	
契約年月日	

確定日付印欄

第5号様式（第6条第3項）

債権譲渡の不承諾について（通知）

平成 第 年 月 日

（甲）請負人・譲渡人（ ）様

（乙）譲受人（ ）様

京都市公営企業管理者上下水道局長

平成 年 月 日に依頼のありました地域建設業経営強化融資制度における次の工事請負契約に係る工事請負代金債権の譲渡については、次の理由により工事請負契約約款第5条第1項ただし書の規定による承諾は行いません。

記

- 1 契約番号
- 2 工事件名
- 3 契約年月日
- 4 承諾しない理由

第6号様式（第8条第2項）

工 事 出 来 高 確 認 協 力 依 頼 書

平成 年 月 日

（あて先）京都市公営企業管理者上下水道局長

	所 在 地	
（乙）譲受人	商号又は名称	
	代表者職氏名	実印

平成 年 月 日に債権譲渡の承諾をいただきました次の工事について、地域建設業経営強化融資制度による債権譲渡人への融資を予定しており、同工事の出来高を確認する必要があります。

つきましては、同工事の出来高確認のため、工事現場の立ち入りについてご協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 契約番号
- 2 工事件名
- 3 債権譲渡人
- 4 現場立入希望日時 平成 年 月 日 時 分から 時 分まで
- 5 連絡先

融 資 実 行 報 告 書

平成 年 月 日

（あて先）京都市公営企業管理者上下水道局長

（甲）請負人・譲渡人	所在地	実印
	商号又は名称 代表者職氏名	
（乙）譲受人	所在地	実印
	商号又は名称 代表者職氏名	

甲が上下水道局に対して有する下記の工事請負代金債権の譲渡については、平成 年 月 日に承諾いただきましたが、甲乙間において当該譲渡債権を担保とする金銭消費貸借契約を平成 年 月 日付けで締結しましたので、甲乙連署のうえ報告いたします。したがって、下記の工事請負代金につきましては、今後は乙の下記振込口座にお振込みください。

なお、本件融資に際し、甲は乙に当該工事における下請負人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認しました。

記

1 譲渡債権の表示

- (1) 契約番号
- (2) 工事件名
- (3) 工事場所
- (4) 工事期間 契約日 平成 年 月 日
完成期限 平成 年 月 日 (契約変更があった場合は変更後の期限)
- (5) 請負代金額 金 円 (契約変更があった場合は変更後の金額)
- (6) 支払済前払金額 金 円
- (7) 支払済部分払額 金 円
- (8) 債権譲渡額 金 円 (平成 年 月 日現在見込額)
(契約変更が生じた場合は変更後の金額)

2 振込口座

- (1) 金融機関名 ○○銀行△△支店
- (2) 預金の種別、口座番号 ××預金××××××××
- (3) 口座名義 (フリガナ)
××××××××××